

板橋区応急福祉資金貸付金〔住宅改修費等〕貸付要綱

(平成12年4月 1日区長決定)

(平成15年3月25日区長決定)

(平成16年4月14日区長決定)

(平成19年9月 4日区長決定)

(平成25年6月26日区長決定)

(平成31年3月29日部長決定)

(令和 3年3月 3日部長決定)

(趣旨)

第1条 住宅改修費等（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護住宅改修費、居宅介護福祉用具購入費、高額介護サービス費、介護予防住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び高額介護予防サービス費をいう。以下同じ。）をもって償還する貸付金（以下「貸付金」という。）については、東京都板橋区応急福祉資金貸付条例（昭和41年板橋区条例第11号）及び東京都板橋区応急福祉資金貸付条例施行規則（昭和41年板橋区規則第8号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(貸付申込み)

第2条 居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）に係る応急福祉資金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 貸付申込書兼償還委任状（別記第1号様式）
- (2) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- (3) 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員が作成したもの）
- (4) 住宅改修の完了が確認できる書類
- (5) 住宅改修費に係る請求書又は領収書及び工事内訳書

2 居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）に係る応急福祉資金の貸付けを受けようとする者は、前項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 福祉用具のパフレットその他の概要を記載した書面
- (3) 福祉用具購入費に係る請求書又は領収書

3 高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費（以下「高額介護（介護予防）サービス費」という。）に係る応急福祉資金の貸付けを受けようとする者は、第1項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- (2) 高額介護（介護予防）サービス利用計画に係る書面
- (3) 高額介護（介護予防）サービス費の支給されることが見込まれる当該サービス利用に係る請求書又は領収書

- 4 住宅改修費等に係る応急福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、第1項から前項までに規定する書類の提出の際に、板橋区介護保険被保険者証を提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までに規定する書類の提出先は板橋区健康生きがい部介護保険課とする。

（貸付決定通知書）

第2条の2 条例第6条による貸付けの決定は、別記第2号様式によるものとする。

（貸付けの制限）

第3条 区長は、申込者が介護保険料を滞納しているため次の各号のいずれかに該当する保険給付の制限を受けているときは、応急福祉資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 介護保険法第66条第1項に規定する支払方法の変更を受けているとき
- (2) 介護保険法第68条第1項に規定する保険給付の一時差止を受けているとき

（貸付金の交付）

第4条 第2条の2に規定する貸付決定通知書を受けた借受申込者が区長に提出する借用証書は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 貸付金の交付は、口座振替を原則とする。ただし、区長は、貸付金の交付決定を受けた者（以下「借受人」という。）にやむを得ない事由があると認めるときは、現金で交付することができる。

（領収書の提出）

第5条 借受人のうち住宅改修費等に係る請求書の提出をした者は、当該費用に係る貸付金受領後7日以内に、当該費用に係る領収書を区長に提出しなければならない。

（住宅改修費等の充当等）

第6条 住宅改修費等の受領代理人は、住宅改修費等の支給を受けたときは、当該保険給付に係る貸付金の償還に充当するものとする。

- 2 前項の場合において、支給された住宅改修費等の額が貸付金の額を超えるときは、その差額を借受人に交付するものとし、満たないときは、その旨を借受人に遅滞なく通知するものとする。

（償還不足額）

第7条 前条第2項後段の通知を受けた借受人は、通知を受けた日の属する月の翌月末までに、貸付金の償還不足額を区長に納付しなければならない。

- 2 区長は、やむを得ない理由があると認めた場合は、前項の納付期限を延長することができる。
- 3 区長は、借受人が前2項の納付期限までに貸付金の償還不足額を納付しないときは、その納付期限の翌日から違約金を徴収する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別記第1号様式(第2条関係)

受付	第 号	決定	年 月 日
貸付額		円	
本人返還分		円	
貸付金返済日		年 月 日	

板橋区応急福祉資金貸付金[住宅改修費等資金]貸付申込書兼償還委任状

貸付申込者	フリガナ				
	氏名			被保険者番号	
	生年月日	明・大・昭	年 月 日		
貸付対象サービス	住宅改修	改修の内容	完成日	改修費用	
			年 月	円	
	福祉用具購入	福祉用具購入費の合計			円
		福祉用具名	購入日	購入金額	
			年 月	円	
			年 月	円	
	高額介護サービス	サービス利用月		対象自己負担額	
年 月分		円			
世帯合算 ・あり(氏名) ・なし					

貸付申込金額	円
--------	---

(あて先) 東京都板橋区長

上記のとおりこの資金の貸付を受けたく、貸付条件承知の上、関係書類を添えて申し込みます。
あわせて、私は板橋区長に下記の事項を委任します。

記

- 私が借り受ける板橋区応急福祉資金貸付金[住宅改修費等資金]に相当する金額の受領に関する一切の件
ただし、住宅改修費等が当該貸付金に満たないときは、その住宅改修費等の全額の受領に関する一切の件
- 上記の受領金額を当該貸付金の償還に充当するための一切の件

(あて先) 東京都板橋区長

年 月 日
貸付申込者(被保険者本人)
住所
電話番号 ()
氏名

※太線の枠内をお書きください。

別記第2号様式（第2条の2関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長 坂本 健

応急福祉資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区応急福祉資金については、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

記

貸付番号	第 号	貸付対象サービス	
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付金額	金 円		
償還方法	介護保険給付を充当する。		
備考			

板橋区応急福祉資金貸付金[住宅改修費等資金償還]

借 用 証 書

借用金額	円
------	---

記

上記の金額を借用いたしました。

については、貸付金受取後、住宅改修費等の支払を済ませて、一週間以内にその領収書を提出します。貸付金の返済は 年 月 日付貸付申込書記載の板橋区介護保険住宅改修費等をもって行います。

なお、この住宅改修費等をもって上記金額を完済できない場合は、その不足額を速やかに支払います。

(あて先)東京都板橋区長

年	月	日
貸付金借受人(被保険者本人)		
住所		
電話番号 ()		
氏名		

※太線の枠内をお書きください。